

石綿の事前調査を行う者の講習制度について

【前回の検討会で示した案】

- 石綿の事前調査を行う者について、現行の建築物石綿含有建材調査者の資格を有する者による調査を行うことを求めることを原則としつつ、「木造戸建て」に係る事前調査に限り、建材・規模・用途から調査対象となる建材の種類が限定されることから、以下の限定的な内容の講習を修了した者による調査でもよいこととする。

木造戸建てに係る事前調査の講習の内容（案）

(i) 講義（石綿作業主任者技能講習修了者が受講する場合の講義内容）

科目	内容	時間	(参考) 建築物石綿含有建材調査者（一般） の講習時間
石綿含有建材の建築図面調査	建築一般、建築設備と防火材料、石綿含有建材、建築図面その他の建築物石綿含有建材を行う際に必要となる情報収集に関する事項	3時間程度	4時間
現場調査の実際と留意点	調査計画、事前準備、現地調査、試料採取、現地調査の記録方法、建材中の石綿分析その他の現地調査に関する事項	3時間程度	4時間
建築物石綿含有建材調査報告書の作成	調査票の記入、調査報告書の作成、所有者等への報告その他の建築物石綿含有建材調査報告書に関する事項	1時間程度	1時間

注：石綿作業主任者技能講習修了者以外の者が受講する場合は、安全衛生法令、建築物、石綿、石綿関連疾患等の石綿含有建材調査の基礎知識に係る科目を受講。

* 講義は、画像による資料や、実物を用いた実用的な内容とする

(ii) 修了考査

建築物石綿含有建材調査を行うために必要な知識及び技能を修得したかどうかを判定できるものとする。（筆記試験を講義の後に実施）1時間程度

(iii) 受講資格

石綿作業主任者技能講習を修了した者等、建築物石綿含有建材調査者の受講資格と同じとする。

【前回の検討会で出された意見】

- ・ 講習・試験の内容について、現行の一般調査者の講習と比べてレベルが下がることのないようにするべき。
- ・ 一般調査者を増やすことを優先すべき。
- ・ 木造戸建てにした場合に軽量鉄骨・RC造の戸建てに係る調査ができなくなり、改修工事を請け負う地場の業者では機能しない資格となるおそれがある。軽量鉄骨であっ

ても、それは構造上の違いであり、使われている石綿建材にほとんど違いがないので、木造に限らず、「戸建て」区分けとしてはどうか。

- ・ 「住宅」とそれ以外としてはどうか。
- ・ 小さい解体業者が事前調査もせざるを得ないことを想定すれば、内容を限定した講習資格ができることは制度の実効性上必要である。WG ではそうした議論がされてい
たはずである。
- ・ 講習受講の要件について、石綿作業主任者となっているが、技能講習終了後すぐで
はなく、一定の実務経験を課すべきではないか。

【前回の意見を踏まえた対応案】

- 石綿の事前調査を行う者について、現行の建築物石綿含有建材調査者の資格を有する者による調査を行うことを求めることを原則としつつ、「**一戸建ての住宅**」に係る事前調査に限り、建材・規模・用途から調査対象となる建材の種類等が限定されること、一戸建て住宅のみ取り扱う事業者が一定程度存在することから、**講習において付与する知識・技能水準は同等のものとなるよう留意しつつ、一戸建ての住宅に関する留意事項、事例等に特化した講習を修了した者による調査を可能とする。**具体的な講習時間、講習カリキュラムについては、今後国において、専門家等の意見も踏まえながら検討することとする。

<参考>

「一戸建ての住宅」とは、居室、台所、便所及び出入口を有している住宅（風呂は必須でない）をいう（総務省住宅・土地統計調査「用語の解説」より）

- 修了考査は建築物石綿含有建材調査を行うために必要な知識及び技能を修得したかどうかを判定できるものとし、修了考査の時間は、現行の建築物石綿含有建材調査者と同程度（1時間程度）を必須とする。
- 建築物石綿含有建材調査者の受講資格と同じとする。